

●香川県告示第572号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第2項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第1項及び第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成25年12月27日から平成26年1月17日まで一般の縦覧に供する。

平成25年12月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 炭所西善通寺線（199号）
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡まんのう町炭所西字下 大向1885番1地先から	前	6.3~16.7	247	交通安全施設工事による 現道拡幅
仲多度郡まんのう町炭所西字一 本松1492番3地先まで	後	9.0~18.4	247	
仲多度郡まんのう町炭所西字一 本松1493番8地先から	前	7.2~7.3	232	
仲多度郡まんのう町炭所西字一 本松1481番32地先まで	後	8.3~11.3	232	
仲多度郡まんのう町吉野字木ノ 崎下所2478番6地先から	前	7.2~10.2	11	
仲多度郡まんのう町吉野字木ノ 崎上所2731番9地先まで	後	8.3~13.6	11	

- 4 供用開始の期日 平成25年12月27日